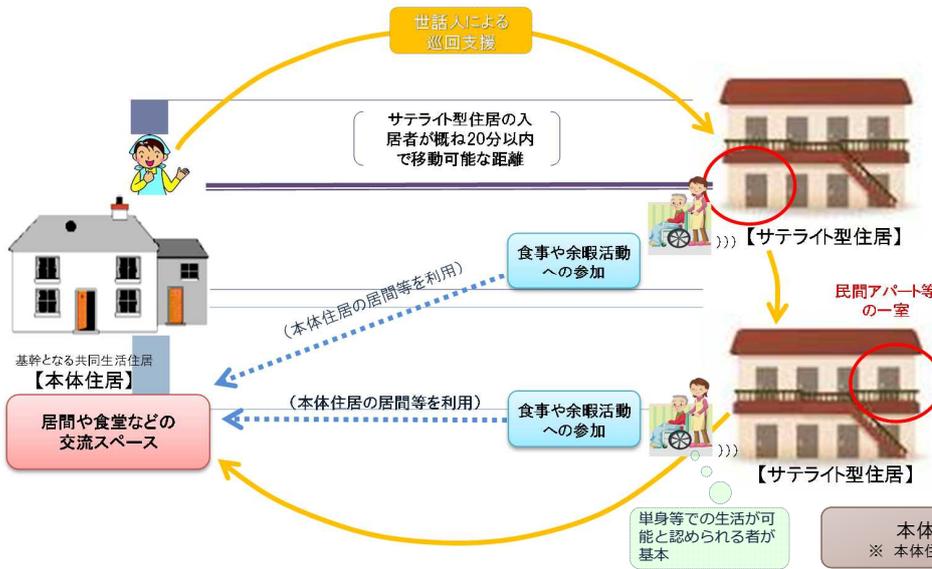


# サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同生活よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく、また、物件が見つかったとしても界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

**ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設**



(サテライト型住居を設置する場合の設備基準)

|                | 本体住居                                                           | サテライト型住居   |
|----------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 共同生活住居の入居定員    | 原則、2人以上10人以下 ※                                                 | 1人         |
| ユニット(居室を除く)の設備 | 居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備                                    | 本体住居の設備を利用 |
| ユニットの入居定員      | 2人以上10人以下                                                      | —          |
| 設備             | ・日常生活を営む上で必要な設備<br>・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられることができる通信機器(携帯電話可) |            |
| 居室の面積          | 収納設備を除き7.43㎡                                                   |            |

(※) サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする(事業所の利用定員には含む)。

本体住居、サテライト型住居(※)のいずれも事業者が確保  
※ 本体住居につき、2か所(本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所)が上限

## 地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」(グループホーム併設型、単独型)、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

### (参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



### 1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること 44
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

# 地域移行型ホーム・精神障害者退院支援施設の概要

|           | 地域移行型ホーム                                                                                                                            | 精神障害者退院支援施設                                                                                                                                 |                            |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
|           |                                                                                                                                     | 病院の建物の精神病床を転換する場合                                                                                                                           | 左記以外の場合                    |
| 法律位置付け    | 共同生活援助、共同生活介護の立地の特例                                                                                                                 | 自立訓練(生活訓練)、就労移行支援において宿泊の場を提供した場合の報酬上の加算                                                                                                     |                            |
| 定員規模      | ○事業の最低定員4人以上(30人以下)<br>○1住居当たり2人以上10人(既存建物を活用する場合20人(知事の個別承認で30人)まで)                                                                | 20人以上60人以下                                                                                                                                  | 20人以上30人以下                 |
| 居室        | ○原則として個室<br>○1人当たり床面積:7.43㎡                                                                                                         | ○1室当たり4人以下<br>○1人当たり床面積:6㎡以上                                                                                                                | ○原則として個室<br>○1人当たり床面積:8㎡以上 |
| 設備        | 居間、食堂、風呂、トイレ、洗面所、台所等                                                                                                                | 浴室、洗面設備、便所等(その他自立訓練(生活訓練)、就労移行支援に必要な設備)                                                                                                     |                            |
| 人員配置      | 【共同生活援助の場合】<br>○世話人 10:1以上<br>【共同生活介護の場合】<br>○世話人 6:1以上<br>○生活支援員 区分に応じて9:1以上<br>~2.5:1以上<br>【共通事項】<br>○サービス管理責任者 30:1以上<br>○管理者 1人 | 【生活訓練の場合】<br>○生活支援員 6:1以上<br>【就労移行支援の場合】<br>○職業指導員・生活支援員 6:1以上<br>○就労支援員 15:1以上<br>【共通事項】<br>○サービス管理責任者 60:1以上<br>○夜間の生活支援員 1人以上<br>○管理者 1人 |                            |
| 報酬基準(日単位) | ○共同生活援助:世話人の配置に応じて254単位~119単位<br>○共同生活介護:世話人の配置及び区分に応じて639単位~208単位                                                                  | <定員40人以下の場合><br>○生活訓練 : 662単位<br>○就労移行支援 : 742単位<br>○精神障害者退院支援施設加算<br>(宿直体制) 115単位 (夜勤体制) 180単位                                             |                            |
| 事業所数      | 19カ所(精神・障害保健課調べ)                                                                                                                    | 2カ所(精神・障害保健課調べ)                                                                                                                             |                            |
| 備考        | ○新規指定は平成24年3月31日まで(運営は可)<br>○原則2年間の利用<br>○外部の日中活動サービス等を利用                                                                           | ○新規指定は平成24年3月31日まで(運営は可)<br>○2年又は3年の標準利用期間(日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が付属)<br>○精神病床転換によって設置(病棟設備の転用又は病棟建物外での設置)<br>○外部での活動など、地域移行に向けての準備等のサービスを提供     |                            |

## 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について(概要)

(平成21年11月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知) 最終改正:平成25年4月1日

### ◆ 趣旨

- 障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要。
- このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を発出し、障害者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組を強化するよう依頼。

### ◆ 厚生労働省・国土交通省の主な施策

#### (1) グループホーム・ケアホームの整備の促進等

- 公営住宅をグループホーム等として活用するためのマニュアルの周知
- 厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援
- 平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に居住に要する費用を助成。

#### (2) 公的賃貸住宅への入居の促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

#### (3) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び協議会との緊密な連携
- 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業による障害者等が円滑に入居できる民間住宅の供給支援
- 財団法人高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

#### (4) 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

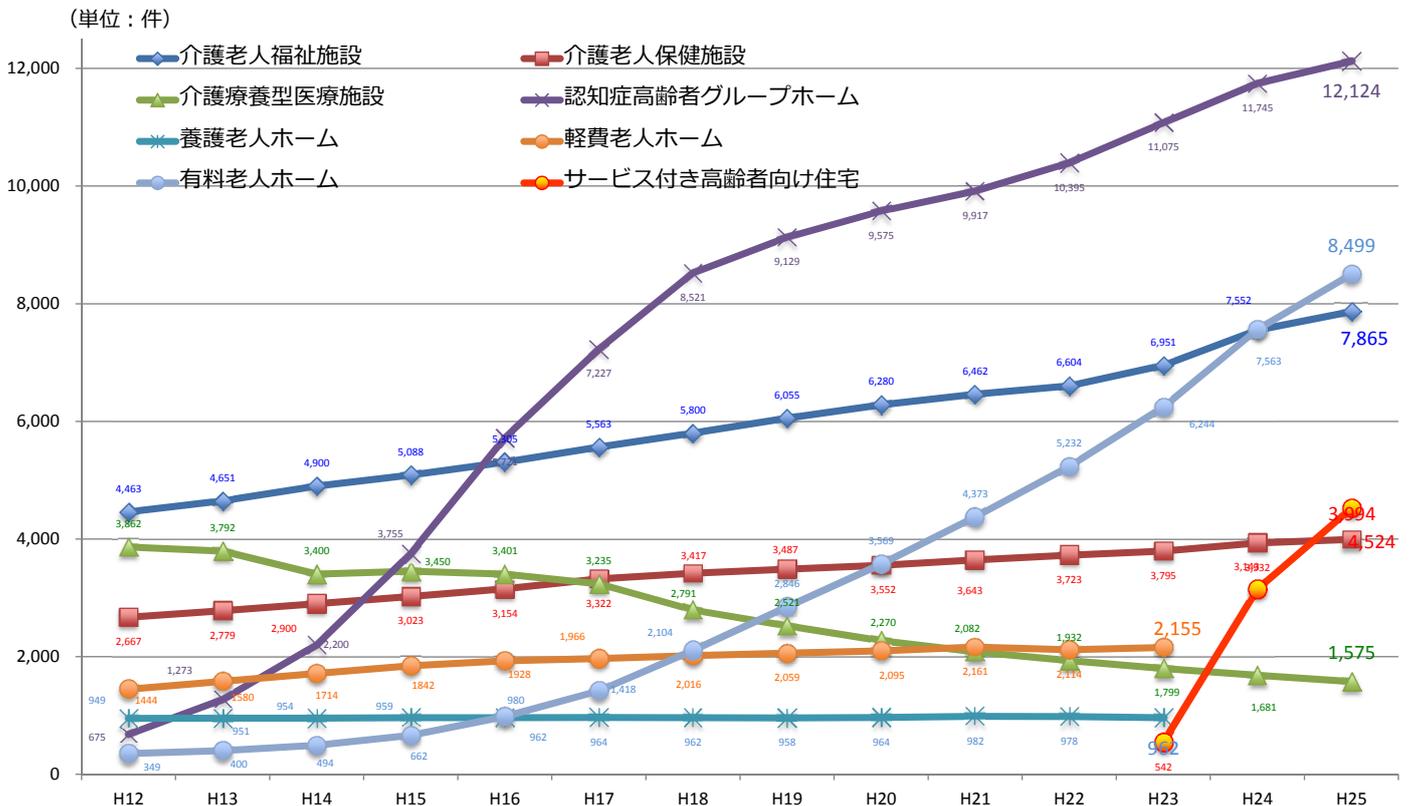
- 障害者支援施設の入所者等に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」、1人暮らし等の障害者と常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施

# 高齢者向け住まいの概要

|           | ①特別養護老人ホーム                                                        | ②養護老人ホーム                                                        | ③軽費老人ホーム                                                            | ④有料老人ホーム                                       | ⑤サービス付き高齢者向け住宅                                            | ⑥認知症高齢者グループホーム                                      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 根拠法       | 老人福祉法第20条の5                                                       | 老人福祉法第20条の4                                                     | ・社会福祉法第65条<br>・老人福祉法第20条の6                                          | ・老人福祉法第29条                                     | ・高齢者住まい法第5条                                               | ・老人福祉法第5条の2<br>第6項                                  |
| 基本的性格     | 要介護高齢者のための生活施設                                                    | 環境的、経済的に困窮した高齢者の施設                                              | 低所得高齢者のための住居                                                        | 高齢者のための住居                                      | 高齢者のための住居                                                 | 認知症高齢者のための共同生活住居                                    |
| 定義        | 入所者を養護することを目的とする施設                                                | 入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設 | 無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設                        | 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理をする事業を行う施設 | 状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅                          | 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居         |
| 利用できる介護保険 | ・介護福祉施設サービス                                                       |                                                                 | ・特定施設入居者生活介護<br>・訪問介護、通所介護等の居宅サービス                                  |                                                |                                                           | ・認知症対応型共同生活介護                                       |
| 主な設置主体    | ・地方公共団体<br>・社会福祉法人                                                | ・地方公共団体<br>・社会福祉法人                                              | ・地方公共団体<br>・社会福祉法人<br>・知事許可を受けた法人                                   | ・限定なし<br>(営利法人中心)                              | ・限定なし<br>(営利法人中心)                                         | ・限定なし<br>(営利法人中心)                                   |
| 対象者       | 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの | 65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者                    | 身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者 | 老人<br>※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による     | 次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯<br>・60歳以上の者<br>・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者 | 要介護者/要支援者であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。) |
| 1人当たり面積   | 10.65㎡                                                            | 10.65㎡                                                          | 21.6㎡(単身)<br>31.9㎡(夫婦)など                                            | 13㎡(参考値)                                       | 25㎡ など                                                    | 7.43㎡                                               |
| 施設数※1     | 7,865件 (H25.10)                                                   | 962件 (H23.10)※2                                                 | 2,155件 (H23.10)※2                                                   | 8,499件 (H25.7)                                 | 4,524件 (H26.2.28)                                         | 12,124件 (H25.10)                                    |
| 定員数※1     | 516,000人 (H25.10)                                                 | 65,433人 (H23.10)※2                                              | 91,786人 (H23.10)※2                                                  | 349,975人 (H25.7)                               | 145,736戸 (H26.2.28)                                       | 176,900人 (H25.10)                                   |

※1: ①・⑥→介護給付費実態調査、②・③→社会福祉施設等調査、④→厚生労働省老健局調べ、⑤→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ  
 ※2: H23社会福祉施設等調査において、調査票の回収率から算出した推計値

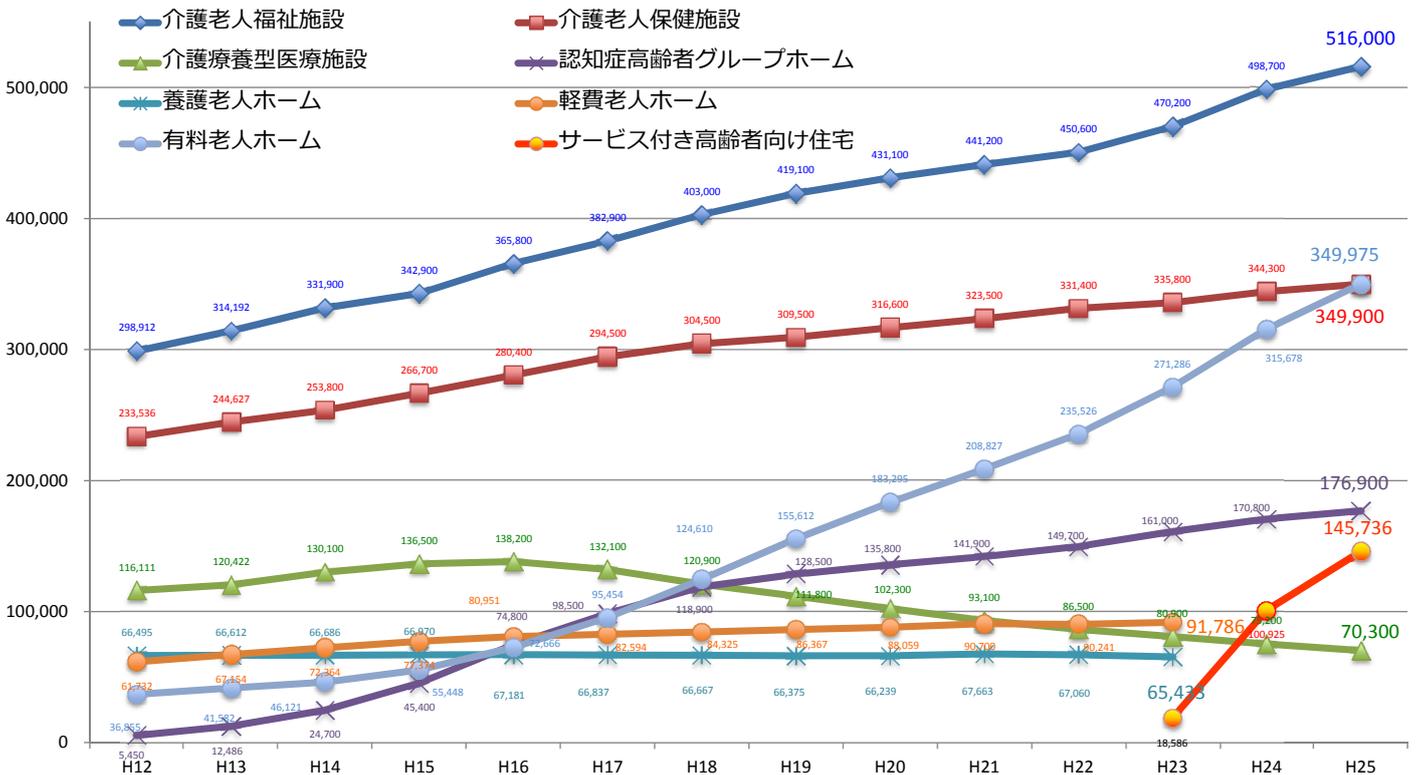
# 高齢者向け住まいの件数



※1: 介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査の利用者(10月審査分)【H14~】」による。  
 ※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスを合算したもの。  
 ※3: 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。  
 ※4: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H23社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21以降は調査票の回収率から算出した推計値。  
 ※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。  
 ※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(2/28時点)」による。

# 高齢者向け住まいの定員数

(単位：人・床)



※1：介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査の利用者(10月審査分)【H14～】」による。  
 ※2：介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスを合算したもの。  
 ※3：認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。  
 ※4：養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H23社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21以降は調査票の回収率から算出した推計値。  
 ※5：有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。  
 ※6：サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(2/28時点)」による。

## 保護施設の概要

|      | 救護施設                                                              | 更生施設                                           | 医療保護施設                   | 授産施設                                                                            | 宿所提供施設                   |    |      |    |      |    |    |    |    |    |    |    |
|------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----|------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 設置根拠 | 生活保護法第38条第1項1号                                                    | 生活保護法第38条第1項2号                                 | 生活保護法第38条第1項3号           | 生活保護法第38条第1項4号                                                                  | 生活保護法第38条第1項5号           |    |      |    |      |    |    |    |    |    |    |    |
| 目的   | 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う                | 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う | 医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う | 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する | 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う |    |      |    |      |    |    |    |    |    |    |    |
| 設置主体 | 都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社                                            |                                                |                          |                                                                                 |                          |    |      |    |      |    |    |    |    |    |    |    |
| 運営費  | 措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）                       |                                                |                          |                                                                                 |                          |    |      |    |      |    |    |    |    |    |    |    |
| 整備費  | 法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4<br>（都道府県立・市町村立は18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし） |                                                |                          |                                                                                 |                          |    |      |    |      |    |    |    |    |    |    |    |
| 施設数  | 設置者                                                               | 総数                                             | 公立                       | 私立                                                                              | 総数                       | 公立 | 私立   | 総数 | 公立   | 私立 | 総数 | 公立 | 私立 | 総数 | 公立 | 私立 |
|      | 21                                                                | 186                                            | 45                       | 141                                                                             | 20                       | 16 | 4    | 60 | 2    | 58 | 21 | 7  | 14 | 12 | 8  | 6  |
|      | 22                                                                | 188                                            | 45                       | 143                                                                             | 19                       | 15 | 4    | 60 | 2    | 58 | 20 | 7  | 13 | 10 | 6  | 4  |
| 23   | 184                                                               | 39                                             | 145                      | 21                                                                              | 17                       | 4  | 58   | 3  | 55   | 20 | 6  | 14 | 11 | 7  | 4  |    |
| 定員   | 16,885人                                                           |                                                | 1,911人                   |                                                                                 |                          |    | 623人 |    | 820人 |    |    |    |    |    |    |    |
| 在所者数 | 16,824人                                                           |                                                | 1,651人                   |                                                                                 |                          |    | 439人 |    | 428人 |    |    |    |    |    |    |    |

(注) 1 施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」  
 2 施設数欄は各年10月1日現在。定員、在所者数欄は、平成23年10月1日現在。

## 救護施設の状況について

- 被保護世帯の抱える問題が多様となる中、救護施設については、従来より、
  - ・ 退院促進等の受け皿として居宅での生活が困難な精神障害者を受け入れる
  - ・ 障害別に機能分化された施設には適応しない重複障害者を受け入れる
 などの役割を担ってきている。
- 最近では、社会生活に適応できないため、地域での生活が難しく、施設に入所せざるを得ない者（ホームレス、アルコール・薬物依存、DV被害者等）の受け皿としても活用されている。
- 入所者のうち、精神障害者が特に多く、退所後の行き先が居宅であるケースは平成22年度調査時において、約4割となっている。これは、平成19年度調査時（約3割）と比べて大幅に増加している。
- なお、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告」（平成16年12月）においては、「生活支援のみならず、自立支援の観点から入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の場として、保護施設を活用することを検討すべき」旨の指摘がなされている。

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（抜粋）」（平成16年12月15日 生活保護制度の在り方に関する専門委員会）

### 第3 生活保護の制度・運用の在り方と自立支援について

#### 3 保護施設の在り方

……救護施設、更生施設及び授産施設については、居宅での保護や他法の専門的施設での受入が可能な者についてはこれを優先すべきであり、また原則的にはそれへ移行する経過的な施設として位置付け、施設最低基準の再検討も行う必要がある。特に、救護施設については、近年においても施設数や定員が増加しているが、生活扶助を実施するための施設としてだけでなく、現実にも求められている多様なニーズに対応し、自立支援プログラムとの関連において、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用することについて検討することが重要である。

### （参考1）22年10月1日現在の入所者の状況

|    | 身体    | 知的    | 精神    | 身+知   | 身+精  | 精+知   | 身+知+精 | 生活障害 | その他   | 計      |
|----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|--------|
| 人数 | 1,522 | 2,716 | 5,782 | 1,059 | 947  | 2,091 | 507   | 660  | 1,784 | 17,068 |
| 割合 | 8.9%  | 15.9% | 33.9% | 6.2%  | 5.5% | 12.3% | 3.0%  | 3.9% | 10.5% | 100.0% |

↓  
54.6%

### （参考2）退所後の行先（21年度実績）

|                     | H18年度        |               | H21年度        |               |         |
|---------------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------|
|                     | 人数           | 割合            | 人数           | 割合            |         |
| 他の救護施設              | 58           | 2.6%          | 74           | 2.6%          | } 39.2% |
| 救護施設以外の保護施設         | 19           | 0.8%          | 16           | 0.6%          |         |
| 他の障害者施設             | 45           | 2.0%          | 35           | 1.2%          |         |
| 介護保険施設              | 80           | 3.6%          | 135          | 4.7%          |         |
| 介護保険施設以外の老人福祉施設     | 89           | 4.0%          | 101          | 3.5%          |         |
| その他の社会福祉施設          | 8            | 0.4%          | 18           | 0.6%          |         |
| 家族（両親等）と同居して居宅生活    | 44           | 2.0%          | 54           | 1.9%          |         |
| アパート等で（単身、配偶者と）居宅生活 | 561          | 24.9%         | 989          | 34.6%         |         |
| グループホーム福祉ホームで居宅生活   | 56           | 2.5%          | 77           | 2.7%          |         |
| 入院（精神科病院）           | 269          | 11.9%         | 287          | 10.0%         |         |
| 入院（一般病院）            | 219          | 9.7%          | 202          | 7.1%          |         |
| 司法施設                | 9            | 0.4%          | 14           | 0.5%          |         |
| 野宿生活                | 13           | 0.6%          | 16           | 0.6%          |         |
| 死亡                  | 374          | 16.6%         | 428          | 15.0%         |         |
| 不明                  | 304          | 13.5%         | 330          | 11.5%         |         |
| その他                 | 105          | 4.7%          | 82           | 2.9%          |         |
| <b>合計</b>           | <b>2,253</b> | <b>100.0%</b> | <b>2,858</b> | <b>100.0%</b> |         |

平成22年度全国救護施設実態調査